

広島県収受	
第	号
30. 3. 16	
処理期限	日
分類記号	保存年限

薬機発第 0309008 号
平成 30 年 3 月 9 日

各都道府県薬務主管部長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也



レギュラトリーサイエンス総合相談に関する実施要綱の一部改正につ
いて

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

当機構が行うレギュラトリーサイエンス総合相談については、「医薬品・医療機器薬事戦略相談事業の実施について」（平成 23 年 6 月 30 日薬機発第 0630007 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めているところです。

昨年 7 月に、厚生労働大臣の私的懇談会である「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」において、医療系ベンチャー企業等の振興に関する提言がなされました。これを踏まえて、PMDA が対応している相談においても、必要に応じてベンチャー等支援戦略室と連携する枠組みを整えました。

今般、実施要綱について、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行いたしますので、貴管下関係者に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- レギュラトリーサイエンス総合相談の対象範囲となる相談内容に「イノベーション実用化支援連携相談」を加えます。
- その他所要の整備を行います。

